

平成 23 年 8 月 10 日
消 費 者 庁

子どもの誤飲事故防止に関する対応

—子ども用金属製アクセサリーの調査結果を踏まえて—

消費者庁では、乳幼児が飲み込むおそれのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属製アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」といいます。）について、改めて消費者への注意喚起、事業者団体への要請を行いましたので、お知らせします。

これは独立行政法人国民生活センターが行ったカドミウム及び鉛の溶出量に関する調査結果に基づくものです。

1. 調査の経緯

消費者庁は昨年、独立行政法人国民生活センターに依頼して、子ども用金属製アクセサリーにおけるカドミウムや鉛の溶出量に関する調査を行い、その結果 9 製品から一定量を超える鉛の溶出が認められました。これを受け消費者庁は昨年 3 月、消費者の皆様に対して、子ども用金属製アクセサリーの取扱いや管理について注意喚起をするとともに、製造、販売する事業者団体に対して、鉛の低減及び子どもの誤飲防止に係る注意表示等を適切に行うよう要請いたしました。

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100325adjustments_1.pdf

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100325adjustments_2.pdf

その後の各事業者の取組状況をフォローアップするため、このほど改めて国民生活センターに依頼して、国内に流通している子ども用金属製アクセサリーについて、カドミウムと鉛の溶出量をサンプル調査しました。

2. 調査結果の概要

国民生活センターにおいて、東京都と大阪府の小売店舗で販売されている 243 製品を対象に、カドミウムと鉛の溶出量を調査しました。その結果、全ての製品において、一定量（ $75\mu\text{g/g}$ ）（注1）を超えるカドミウムの溶出は認められませんでした。一方、鉛に関しては、10 製品から一定量（ $90\mu\text{g/g}$ ）（注2）を超える溶出が認められました。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110810_1.html

(注1) 日本では金属製アクセサリーに関するカドミウムの含有基準はありませんが、本調査では国際標準化機構（ISO）の玩具規格におけるカドミウム溶出限度値 75mg/kg (=μg/g) を参考にしています。

(注2) 鉛が一定量を超えて検出された製品（検体）は食品衛生法の規制対象となる製品ではありませんが、本調査では食品衛生法におけるおもちゃ（金属製のアクセサリーがん具）の溶出限度値 90μg/g を参考としています。

3. 調査結果を受けた消費者庁の対応

子どもが、子ども用金属製アクセサリーを誤って飲み込んだり、なめ続けることにより健康被害を受けることを防止する必要があります。このため、改めて消費者の皆さんに対して、子ども用金属製アクセサリーの取扱いや管理について、以下のとおり注意喚起をいたします。

さらに、アクセサリー等を製造、販売する事業者団体に対し今回の調査結果をお知らせするとともに、各事業者への本調査結果等の周知と、鉛の低減及び子どもの誤飲防止に係る注意表示等をより一層推進するよう要請しました（別紙1及び別紙2）。

<消費者の皆様へ>

子どもの誤飲を防止するために、子ども用金属製アクセサリーの取扱いについて

○子どもが口に含まないよう、十分にご注意ください。

○子どもの手の届かないところに保管してください。

※金属製アクセサリーは適正に使用する限り、人体への影響はありません。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁消費者政策課 太齊、糸瀬

TEL : 03(3507)9261 (直通)

H P : <http://www.caa.go.jp>

消政策第 42-1 号
平成 23 年 8 月 10 日

別紙の関係団体の長 様

消費者庁長官
福嶋 浩彦

鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーについて（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当庁は昨年 3 月、乳幼児が飲み込むおそれのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属製アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」という。）に関し、貴団体に対し、鉛の低減対策及び子どもの誤飲防止に係る注意表示を適切に行っていただくようお願いいたしました。

（平成 22 年 3 月 25 日付け消政調第 23 号「鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの取扱いに関するお願い」／http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100325adjustments_1.pdf）

その後の各事業者の取組状況をフォローアップするため、今般、改めて独立行政法人国民生活センターに依頼し、東京都と大阪府の小売店舗で販売されている製品を対象に、昨年と同様の調査を行いました。

その結果、今般の調査においても、一部の製品から一定量（90 μ g/g）※を超える鉛の溶出が認められました。

※食品衛生法における金属製のアクセサリーがん具の鉛の溶出限度値を参考にしています。
（本調査の結果は消費者庁のホームページ <http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html> で閲覧可能です。）

このため消費者庁では、鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの誤飲などによる子どもの健康被害を防止する対策を、一層強化していく必要があると考えています。

貴団体におかれましては、貴団体会員に対して、今般の調査結果等を周知するとともに、子どもの安全確保のため下記の事項を一層推進するようお願いいたします。

記

1. 子ども用金属製アクセサリーの製品中における鉛の含有状況の把握や、鉛含有量の低減策の推進に一層努めること。

2. 鉛を含有する製品については、製品パッケージへの記載や店頭での掲示などにより、消費者の目に付きやすいところに、鉛を含有する旨や子どもの誤飲防止に係る注意表示を、より積極的に行うこと。
3. カドミウムについても鉛の代替として使用される懸念があるため、鉛と同様の対応に努めること。

(関係団体の長)

社団法人日本玩具協会会長

日本百貨店協会会長

日本チェーンストア協会会長

東京装身具工業協同組合理事長

消政策第 42-2 号
平成 23 年 8 月 10 日

大阪装粧品連合会会長 様

消費者庁長官
福嶋 浩彦

鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーについて（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当庁は昨年、乳幼児が飲み込むおそれのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属製アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」という。）に関し、カドミウムと鉛の溶出量についての調査を、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）に依頼し、昨年 3 月、その調査結果を公表するとともに、必要な注意喚起等を行いました。

(http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100325adjustments_1.pdf)

その後の各事業者の取組状況をフォローアップするため、今般、改めて国民生活センターに依頼し、東京都と大阪府の小売店舗で販売されている製品を対象に、昨年と同様の調査を行いました。

その結果、今般の調査においても、一部の製品から一定量（90 μ g/g）※を超える鉛の溶出が認められました。

※食品衛生法における金属製のアクセサリーがん具の鉛の溶出限度値を参考にしています。
（本調査の結果は消費者庁のホームページ <http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html> で閲覧可能です。）

このため消費者庁では、鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの誤飲などによる子どもの健康被害を防止する対策を、一層強化していく必要があると考えています。

貴団体におかれましては、貴団体会員に対して、今般の調査結果等を周知するとともに、子どもの安全確保のため下記の事項を一層推進するようお願いいたします。

記

1. 子ども用金属製アクセサリーの製品中における鉛の含有状況の把握や、鉛含有量の低減策の推進に一層努めること。

2. 鉛を含有する製品については、製品パッケージへの記載や店頭での掲示などにより、消費者の目に付きやすいところに、鉛を含有する旨や子どもの誤飲防止に係る注意表示を、より積極的に行うこと。
3. カドミウムについても鉛の代替として使用される懸念があるため、鉛と同様の対応に努めること。